

印紙税過誤納確認申請書を提出される方へ

関東信越国税局では、内部事務の一層の効率化を図る観点から、「税務署事務処理センター」を設け、集約処理を行う試行（内部事務のセンター化）を令和元年10月1日（火）から実施しています。

当税務署にご提出された「印紙税過誤納確認申請書（過誤納に係る文書等を含む）」は、「税務署事務処理センター」で処理を行います。

「印紙税過誤納確認申請書」等を提出される際には、以下の点にご留意いただきますようお願いいたします。

- 当税務署に提出された申請書は、後日審査を行います。提出方法は従来どおり、税務署に来署して提出するほか、前橋税務署事務処理センター宛に郵送で提出することができますので、ご提出の際には、できるだけ郵送での提出をご検討していただきますようお願いいたします。
- 確認する事項や不足書類がある場合には、担当の職員から電話等でご連絡をさせていただきます。そのため、申請書には日中に連絡がとれる電話番号を記載していただくようお願いいたします。
- 審査の結果、還付を行う場合には、「印紙税過誤納確認書」を郵送しますので、必ず受領してください。
- 過誤納に係る文書等の返却を希望される場合には、印紙税過誤納確認書と併せて郵送します。申請書をご提出する際にお申し出ください。
- 複数の文書をまとめて申請される場合には、一覧性のある提出文書のリストを併せてご提出いただきますようお願いいたします。
- 還付金手続は、印紙税過誤納確認書を受領してから、概ね1か月半程度かかります。
- 印紙税・間接諸税に関する来署によるご相談等につきましては、「事前予約制」となっております。中之条税務署法人課税部門にお申し込みください。